報告要求 (案)

(1) 法令等に基づく法人運営について

令和元年7月2日に実施した立入検査において、「法令及び定款並びに内部規程に基づく法人運営を継続的に行うための組織体制及び体制整備に係るスケジュール」について報告を求め、貴法人より回答がありましたが、以下のとおり、貴法人から示された改善策が履行されていないものと考えます。

(I) 税理士との連携強化及び計算書類に係る知識向上について

決算確定前に残高証明書が取得されておらず、結果として、帳簿残高及び計算書類の金額に違算が 生じており、税理士との連携不足によるものと考えられます。

また、正味財産増減計算書において、指定正味財産から一般正味財産への振替が正しく行われておらず、そのほかにも複数の不備が散見されるなど、計算書類についての知識の向上が見受けられませんでした。

(Ⅱ) 新旧役員間での情報共有及び引継について

令和2年2月開催の理事会への上程以降、役員間での制度理解を深めるための取組が行われていませんでした。また、前回立入検査における複数の指摘事項についても改善がなかったことから、確実な情報共有及び十分な引継が行われなかったものと考えます。

(Ⅲ) 内部規則及び細則の改正について

令和2年2月開催の理事会での協議以降進捗がなく、改正が行われていませんでした。

これらの状況については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下、「認定法」といいます。)第 5 条第 2 号に定める公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力の担保を図るための改善策として、貴法人が自ら報告した内容を履行しておらず、重大な問題と考えます。その結果、貴法人の今後の運営について危惧の念が生じています。

つきましては、理事会において、以下(i)から(iii)までの各項目について、それぞれ「原因」を 究明の上、「改善策」及び「今後のスケジュール」を決定し、当該決定内容が記載された理事会の議事 録を添付するとともに、理事会決定に対する監事の意見を付して報告してください。

- (i) 税理士との連携が不足していたこと及び計算書類に複数の不備が生じていたこと
- (ii) 新旧役員間での確実な情報共有及び十分な引継が行われていなかったこと
- (iii) 内部規則及び細則について、改正されていなかったこと

(根拠)

- ·認定法第5条第2号
- ・「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成 20 年 4 月内閣府公益認定等委員会) I-2
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第119条、第120条第1項